

「福祉・介護職員処遇改善加算」取得に向けて！ 専門家による無料相談のご案内

- ・ 社会保険労務士が訪問(オンライン可)して以下のようなご相談を承ります！！
- ・ (事業者の費用負担はございません)



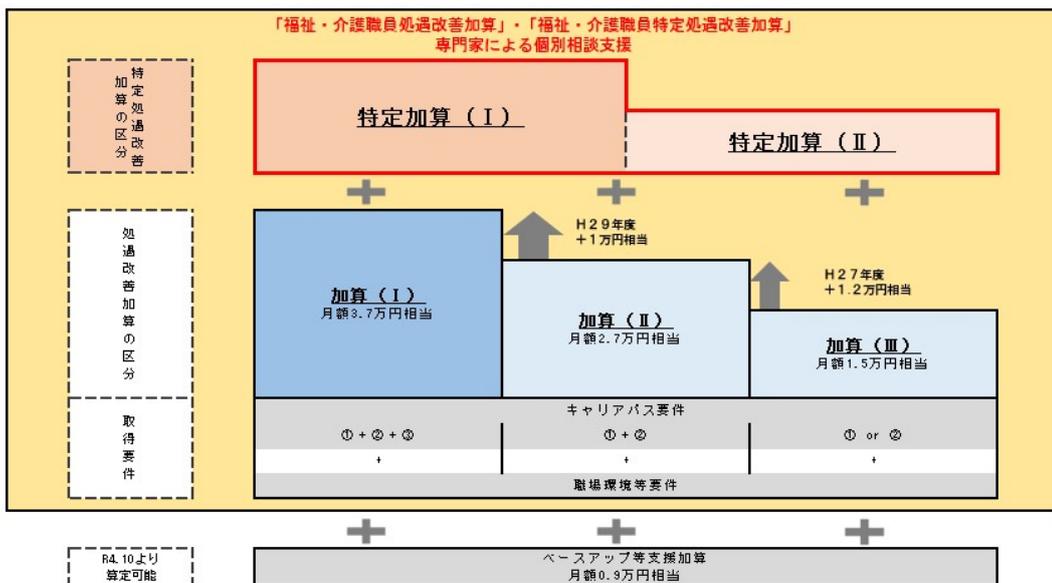
支援対象事業所

次の①、②を満たし、③のうちいずれかの申請を検討されている事業所様が対象です。

- ①神奈川県内(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。)に所在する障害者総合支援法に基づきサービス提供を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、児童福祉法に基づきサービス提供を行う指定障害児通所支援事業所、障害児入所支援施設
- ②対象サービスは、居宅系サービス、居住系サービス、通所系サービス、児童系サービス(詳細は裏面)
- ③新規で加算取得の申請をする事業所、現行加算から上位加算区分への移行を申請する事業所、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の申請をする事業所

「福祉・介護職員処遇改善加算」の概要

福祉・介護職員処遇改善加算とは、全3区分からなる区分ごとに設定された要件を満たした障害福祉サービス事業所等で働く福祉・介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得には、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得する必要があります。



専門家
 (社会保険労務士)

※専門家は、介護労働安定センターから無料で派遣する、福祉・介護職員処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士です。

●相談をご希望の方は「無料相談申込書」に必要事項を記入の上、FAXまたは郵便にてご送付下さい。

【受託者：お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル 8F
 E-mail : kanagawa@kaigo-center.or.jp

Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016
 http://www.kaigo-center.or.jp



FAX: 045-212-0016

(公財)介護労働安定センター 神奈川支部

令和4年度 神奈川県委託事業

「令和4年度 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」

(受託: 公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部)

無料相談申込書

県・障害

法人名					
事業所名					
加算届出 区分	※現在取得している処遇改善加算について、加算区分に○をしてください。				
	処遇改善加算	・ 加算 I	・ 加算 II	・ 加算 III	・ 未取得
	特定処遇改善加算	・ 特定加算 I	・ 特定加算 II	・ 未取得	
所在地	〒				
	Tel :	Fax :	E-mail :		
担当者名		役職			
サービスの種類	該当するサービスに○をしてください。(複数選択可)				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅系サービス 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 ● 居住系サービス 障害者支援施設、短期入所、共同生活援助 ● 通所系サービス 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 ● 児童系サービス 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援 				
処遇改善加算を 届出していない または 上位加算を届出を できずに困って いることを教えて ください。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 該当する番号に○をご記入ください。(複数選択可) ① 処遇改善加算に必要な人事・処遇制度について ② 無理のない定期昇給の仕組みを作るにはどうすればよいか ③ 職員への支給方法をどのようにすべきか ④ 就業規則・賃金規程の変更方法について ⑤ キャリアパスの構築や研修計画の立て方について ⑥ 処遇改善加算の計画書の作成方法について ⑦ 処遇改善加算の取得で活用できる助成金の申請方法について ⑧ その他 (相談内容の概略をご記入ください。) () 				
希望相談日程 (※調整のうえ、 ご連絡します。)	第1希望	月	日 () (: ~ :)		
	第2希望	月	日 () (: ~ :)		
	第3希望	月	日 () (: ~ :)		
希望相談場所	相談者の事業所 / 介護労働安定センター神奈川支部事務所 / オンライン実施				

※「無料相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、当センター職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。